

日本帝国時代における朝鮮の領土測量に関する研究

長崎大学大学院生産科学研究科

李 鎮 昊

本論文の第2章は日本帝国時代に朝鮮半島で実施された地形測量について、第3章および第4章は森林測量(地籍測量)について述べている。各章で分析された時代もやや異なり、第2章は朝鮮と大韓帝国期、第3章は同じ大韓帝国時代でも実権がない統監府期で、第4章は植民地時代である。各測量の期間は陸地測量部の測量期間が最も長い12年、森林法による測量の期間は3年、林野調査の期間は10年である。

本論文の第2章では、日本の陸地測量部が朝鮮半島で行った測量の足跡を記し、韓国の近代測量の足跡を日本が測量した経緯と対比しながら、韓国と日本が実施した近代測量への認識を史料に基づいて考察した。その結果から、今まで知られていなかった日本の陸地測量部の朝鮮半島での測量の内容や活動、およびそれに伴う韓国内部の反応などを明らかにした。また、近代測量において韓国における測量に対する認識は日本に比べて非常に甘く、これが日本と比べて測量技術の遅れを招いた原因のひとつであることを示している。さらに、本研究により、当時朝鮮半島で活動していた日本の測量士たちの測量内容を明らかにしており、彼らが直面していた困難な状況などを史料に基づいて詳細に述べている。

第2章では、日本の陸地測量部を中心とした近代測量の足跡を、朝鮮内部の状況に焦点を当てて分析している。これらの分析の結果、以下のようなことを明らかにしている。

- ① 1855年、日本は米国の艦艇が沿岸測量を要求した際、自国の測量技術者による品川と神奈川港の測量を実施したのに対して、朝鮮は1876年日本の朝鮮半島の沿岸測量を許可し、近代測量の遅れを招いた。
- ② 1888年、日本は修技所を設置し、測量教育を行うとともに朝鮮の土地調査を実施した。これに対し、朝鮮は1898年、測量専門部署となる量地衙門を創設し、米国人の測量技術者 Krumm を招聘し、測量教育を始めた。これはわずか10年の差があるのみであった。しかし、朝鮮の量地衙門は3年で廃止となり、新設した地契衙門も2年足らずで量地課に縮小されてしまった。
- ③ 日本は軍事的な必要性のため測量に力を入れ、朝鮮の国内測量を実施していたが、朝鮮政府の測量の重要性に対する認識は非常に低かった。
- ④ 日本の陸地測量部を視察した朝鮮王族・李俊鎔は視察後、どのような報告を政府に出していたのか何の記録も発見されていない。したがって、彼も測量の重要性を十分に認識していなかったことが推察される。
- ⑤ 李周煥は朝鮮政府から国費を支給されて日本に留学し、陸地測量部の修技所を卒業している。しかし、その後の彼は、測量に関する大きな貢献をしていない。

第3章では、大韓帝国が施行した森林法について、その施行期間中(1908年1月から1911年1月まで)の3年間にわたって発表された内容から読み取れる、森林法施行についての問題点と、その過程で見られる測量と教育分野での新たな動きについて述べている。その意味で、本論文は森林法がもたらした大韓帝国時代の朝鮮の測量事情と測量教育に関する内容について論じている。

調査結果によれば、森林法は企画も対策も準備も不十分なまま制定された無謀な法律であったといえる。法律の施行面において、政府はこれを施行するための何の助成も用意していなかったため、民有林の所有者たちは自費で測量を実施しており、しかも、その結果得られた地籍図面は何の法的効力も持たず、1911年の朝鮮林野調査令によって原点に戻ってしまっ

た。しかしながら、森林法が施行されたこの時期、大韓帝国において測量とそれに関する教育は、大変革を迎えることになる。私立測量学校が各地で設立され、測量に関する教科書が編纂され、測量機器も普及するなど、測量技術が一般に広く伝わるきっかけとなった。また、測量の必要性についての認知度もかなり高まった。結果的に、当時新しく設立された測量学校の卒業生は、その後の朝鮮土地調査事業に多く起用され、測量と教育および測量技術者の養成という面においては、大きく貢献した。

朝鮮の測量教育分野において、次のような結果がもたらされた。

- ① 森林法の制定により、測量の学問と技術が一般に十分に認識されるようになった。また、全国各地に私立の測量学校が設立され、教科書の編纂、測量機器等の普及を通じて、測量に関する学問と技術が進歩した。
- ② 民有林の所有者の中には、自分自身の所有権を放棄した者も多かったが、その他の所有者は相当の関心を持つことになった。また、林野の重要性に対しても認識が新たになった。
- ③ 手数料規程により、資格証等に関する韓国最初の制度がつけられた。
- ④ 私立測量学校の卒業生は、日本の植民地支配時に土地調査に多く参加し、その技術と経験を十分に発揮した。すなわち、この時期の経験は、その後の土地調査の事前準備・教育・実習の機会であったともいえる。

第4章では、さらに、1914年から1925年までの間、朝鮮において施行された林野調査事業とその施行上の問題点を探り、それを分析している。分析に際しては、主に韓国の行政安全部国家記録院に所蔵されている各道の林野調査終末報告書を参考にしている。分析した結果、以下のことを明らかにした。

- ① 臨時土地調査局を廃止し、既存の官署を活用して林野調査を行ったことは、明らかな失敗であり、その結果試験事業が混乱したため、事業の達成が不十分で、道が制定した実施するための心得の内容も混乱した。
- ② 林野の所有者に、森林法時の出願経費や林野調査時の協議費などの過重な負担を負わせることになった。
- ③ 法規が整備されない状態で施行された後、内規を通して施行されるようになり、朝鮮林野調査令と同施行規則、同施行手続きの制定が遅延することになった。
- ④ 林野調査における林野以外の土地の調査が後から実施されることになり、このことによって大きな影響が生じた。
- ⑤ 山土地台帳などの別途作成された帳簿は、大韓民国の時代になりこれを是正して完成させた。
- ⑥ 森林調査の従事者は、峻嶺高山で悪戦苦闘した割に低賃金で雇用され、事業終了後の就職に対する対策も不十分であった。
- ⑦ 地形図から作成された看做林野図、未完成の林野図、特に経済的な価値がなく、交通が不便という理由で調査対象から除外された島嶼など、その原因とこれを完成した過程を各市郡の地籍課(土地管理課)の協力を得て明らかにした。